

紀の川市家具転倒防止金具取付支援事業実施要綱

平成29年 5月11日

告示第83号

(趣旨)

第1条 この告示は、地震発生時における家具等の転倒から市民の身体の安全を確保することを目的とし、自力で家具転倒防止金具を取り付けることが困難な世帯に対し予算の範囲内で家具転倒防止金具を居宅に取り付ける支援を行う事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「家具等」とは、たんす、食器棚、本棚等の家具及び冷蔵庫等の大型電化製品で、地震発生時に転倒することにより、生命に危険を及ぼす可能性のある物をいう。

2 この告示において「転倒防止金具」とは、家具等を柱、壁、天井等に固定し転倒を防止するために取り付けるL字型金具、二段家具連結止金具、転倒防止ベルト、転倒防止チェーンその他の家具等転倒防止に有効と認められる金具等をいう。

(事業の種類及び支援内容)

第3条 この事業は、次条に規定する者の居住に対し、市長が委託した事業者（以下「事業者」という。）が3台の家具等を上限として転倒防止金具の取付を行うものとする。

(事業の対象者)

第4条 事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する世帯の世帯主とする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく紀の川市の住民基本台帳に記載されている者の世帯

(2) 借家に居住する場合は、金具等を取り付けるために住宅の壁面等に工作を加えることについて、家主又は管理者の承諾を得た世帯

(3) 市税の滞納がない世帯

(4) この告示による補助又は支援を受けていない世帯

2 事業の対象者は、前項に規定する世帯のうち、自力で金具等を取り付けることが困難な世帯であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護認定で要介護2以上と判定を受けた者の属する世帯

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による1級、2級又は3級の身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯

- (4) 療育制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）によるA1、A2又はB1の療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (6) 1級又は2級の障害年金を受給している者の属する世帯
- (7) 特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年衛発第242号）又は和歌山県特定疾患治療研究事業実施要綱及び和歌山県指定特定疾患治療研究事業実施要綱のうちいずれかに規定する特定疾患医療受給者証又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている者の属する世帯
- (8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者の属する世帯
- (9) その他市長が特に必要と認める世帯
（事業の申請）

第5条 事業を希望する世帯の世帯主又はこれに代わる者（以下「申請者」という。）は、市長に紀の川市家具転倒防止金具取付支援事業申請書兼承諾書（様式第1号）に、次の書類を添付し提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第3号を確認できる書類及び同条第2項第2号から第8号までに該当する場合はそれを確認できる書類の写し
- (2) 転倒防止金具の取り付けが必要な家具等を確認できるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1世帯につき1回限りとする。

（事業の決定）

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、事業の可否を決定し、紀の川市家具転倒防止金具取付支援決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（事業の依頼）

第7条 市長は、前条の事業の決定をしたときは、紀の川市家具転倒防止金具取付支援依頼書（様式第3号）により事業者に対し家具転倒防止金具の取付けを依頼するものとする。

（費用負担）

第8条 この事業の実施に係る費用は市が負担するものとし、市と事業者との間で委託契約を締結するものとする。

（免責）

第9条 この事業は、地震発生時の家具等の転倒を完全に防止するものではなく、家具等の転倒による被害が発生しても、市長はその損害賠償責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日告示第23号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月23日告示第138号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年2月13日告示第19号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。